

平成 2 4 年度第 2 回東久留米市社会福祉審議会

1 日 時

平成 2 5 年 1 月 2 9 日（火）午後 7 時 0 1 分～午後 8 時 5 4 分

2 場 所

市役所 7 階 7 0 1 会議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕

川村会長、磯部副会長、加藤委員、早川委員、石橋委員、當麻委員、福地委員、
有賀委員、石浦委員、松永委員

〔事務局〕

西川子ども家庭部長、鹿島福祉保健部長、保木本保育課長、宮崎福祉総務課長

会 長： 皆さん、こんばんは。

平成 2 4 年度第 2 回社会福祉審議会を開催したいと思います。

定刻の 7 時を過ぎましたが、〇〇委員さんはまだお見えではありません。しかし、欠席の予定はありませんので、追って駆けつけていただけたらと思います。それから、〇〇委員におかれては、所用につき欠席というご報告をいただいておりますので、人数的には成立しております。予定どおり始めたいと思います。よろしくご協力をお願いします。

それでは、お手元の資料をまず確認していただきたいと思いますので、事務局でまずご説明いただけますか。

事務局： 本日の資料の確認ですが、机上去用意させていただいた資料が 2 点ありまして、1 点は平成 2 4 年度第 2 回東久留米市社会福祉審議会次第、それと、もう 1 点は東久留米市の出生数等についてでございます。

なお、事前に送付させていただきました東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会報告書なのですが、今日はお手元にごございますでしょうか。ない場合は挙手をお願いいたします。すぐに配付いたしますので。

会 長： いかがですか。よろしゅうございますか。大丈夫ですね。

事務局： では、以上でございます。

会 長： なお、今日の傍聴ですね。お認めいただくということでよろしゅうございますね。

それでは次第に従いまして、議事進行を図りたいと思います。

3 の東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会報告書についてということですが、その前に、前回の審議会で欠席された委員の方もお見えですので、もう一度確認させていただきたいと思います。

去年の7月3日付の市長さんからの諮問書では、東久留米市の保育及び学童保育における利用者負担の適正なあり方についてということで諮問をされております。これについて議論するということでありますけれども、非常に専門的な検討も必要であるということで、審議会条例の第7条ですね。審議会は特定事項について調査及び検討を行うために、必要があると認めるときは、部会を置くことができると。部会に属する委員は会長が指名するということで、今、皆さんのお手元に子育て支援部会報告書とありますけれども、この子育て支援部会がこの審議会条例第7条に基づくもので、この会、いわば親の会として、子育て支援部会の子の会に諮問したことについての専門的な意見についてなおご検討いただきたいということで、これまで進めてきました。

この子育て支援部会については、後ほど子育て支援部会の部会長を務めていただいた福地委員から概要のご報告をお願いしたいと思いますけれども、その子育て支援部会報告書の20ページをごらんいただきますと、この審議会の委員の中からは部会長を務めていただいた〇〇委員、それから私、〇〇副会長、〇〇委員と、この4名が子育て支援部会に参加したということですので、まずこれを確認した上で、子育て支援部会の報告書の内容について、経緯、結論ですね。部会長を務めていただいた〇〇委員からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委 員： ちょっとすいません。間違えて違うところを持ってきたのですが。

会 長： 平成24年12月付の子育て支援部会報告書です。ほかの皆さんは大丈夫ですか。日付が12月のものです。

では、お願いします。

委員： それでは、東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会報告書の概要についてご報告申し上げます。

最初に保育園の保育料についてです。まず、認可保育所の保育料については、なるべく応能負担になるようにするといった視点をもとに検討を行いました。

保育料は現在、3歳未満児は0円から5万2,600円。3歳以上児は0円から2万5,300円と、所得に応じた応能負担の設定になっています。市の保育料を所得階層ごとに比較すると、中間所得層より上の階層で負担の公平性がとられていない状況があります。世帯収入約700万円未満のD9階層までは応能負担となっているものの、世帯収入約700万円以上のD10階層から上のD16階層までは、収入に占める保育料の負担割合がだんだん低くなっているため、所得階層ごとの公正性という視点到に留意しました。

検討の結果は、これから消費税の増税等も予定されていることから、D9階層以下の所得層は据え置きとし、世帯収入約700万円以上のD10階層から世帯収入約1,385万円以上のD16階層までについては所得に応じた応分の負担をしていただく必要があるとの結論となりました。

その後、第4回の子育て支援部会で引き上げ幅の議論をしたときに、委員9名のうち7名が賛成、2名が反対されましたが、賛成者の内容は世帯収入における負担割合が現行に比べて0.15%から0.3%程度上がるA案の賛成の方が2名、同じく負担割合がD9階層以下と同じ水準、3歳未満児5%前後、3歳以上児3%台前半になるB案が1名、さらにB案に比べて、3歳以上児では4%前後になるC案が1名、引き上げ幅を保留する方が3名との結果でしたので、引き上げ幅についての結論は出さずに、社会福祉審議会、この親審議会に報告し、判断をしていただくことになりました。

次に、認可外保育施設の保護者助成についてであります。認証保育所や家庭福祉員などの認可外保育施設は、事業者や個人により認可保育所とは違った制度でサービスが提供されています。少人数でのきめ細かい保育を自主的に選択する保護者もいるものの、その多くが認可保育所に入所できずに、認可外保育施設に預けている保護者です。制度ごと、施設ごとに保護者負担に差がありますが、認可外保育施設から認可保育所に移った保護者の95%が

保育料が安くなったという事実もあり、保護者負担の公平性という視点での検討を行いました。

検討の結果、預けている保護者の多くが認可保育所に入所できずに、やむなく認可外保育施設に預けていることから、認可保育所との負担の不公平感を解消するとともに、利用をあきらめている低所得層にも利用しやすいよう、保護者助成を実施すべきとしました。金額については月1万円を上限に、予算の範囲内での所得制限も視野に入れて行うべきとの結論に至りました。

次に、学童保育所についてであります。学童保育所の保育料は平成8年から一律5,000円であり、サービスの対価として利用者から同一料金をいただく応益負担という考えでした。しかし、2人以上お子さんがいる世帯や低所得世帯に対しては、利用料の軽減があってもよいのではないかという考えから、その部分については応能負担の視点を取り入れての検討を、また、障害児の受け入れ対象の拡大や延長保育の実施についても検討することとしました。

検討の結果、現在一律5,000円である料金を引き上げて、これまで実施していなかった第2子軽減、低所得者軽減をするなどの応能負担の考えを取り入れることについて決定していただきました。引き上げ幅については、保育料の適正な負担という観点から、26市平均の5,710円を視野に入れた5,300円、5,500円、5,700円の3案で検討していただいた結果、5,500円は3名、5,700円は1名の賛成があり、保留された方が3名、反対された方が2名という結果でしたので、保育料については5,500円にするという結論に至りました。

あわせて障害児の受け入れ対象を4年生まで拡大するとの結論を得ました。

また、延長保育については、全員が対象となるのではなく、希望者が対象となることから、別途利用料などについて設定することが望ましいとの意見、また、子供たちの降所時における安全面を考慮した延長保育の時間設定も視野に入れ、職員の労働条件なども含めて、市及び利用者との協議を進めていくべきとの結論に至りました。

最後に付帯意見について報告いたします。本部会では、東久留米市の保育及び学童保育における利用者負担の適正なあり方について、保育所並びに学

童保育所における安定的な事業運営やサービス提供と認可保育所と認可外保育施設の受益と負担の公平性を確保する観点から、幅広く議論を行ってきましたが、結論を得る経過の中で出された意見について、部会として今後の参考にさせていただきたく、取りまとめたものです。内容は報告書記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

会 長： ありがとうございました。子育て支援部会では、去年の８月２日、９月２８日、１０月２９日、１１月２８日の合計４回、精力的にご検討いただいたということで、結論的には今、部会長を務めていただいた〇〇委員のご説明のとおりであります。

これについて、親の会としてこれをどう受けとめて、最終的な市長の諮問への答申という形にするかということなのですけれども、そのご意見を皆さんからお伺いする前に、この議題の４のその他ということになるかもしれませんが、前回の審議会のときに〇〇委員さんから東久留米市の出生者数等についてのことでの資料、コメントをいただけたので、マクロの視点も大事でしょうから、これをあわせてご説明した後で、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、この資料に基づいてご説明いただけますか。

委 員： では、簡単に説明させていただきます。

表１に東京都の将来人口推計をお示ししてあります。平成１２年から３７年までですけれども、その中でゼロ歳から４歳児が何人いるかというのが載っておりまして、これを５分割した数字を下に書いてございます。これが年間の出生数の予測値になります。

表１では１２年、１７年、２２年と、５年ずつずっと下がっていくという推測になっていきますけれども、実際には表２を見ていただくとわかるとおり、平成１７年を底値として、少し増えてきている状況もございます。これはどうしてかということ、表３に示しましたように、合計特殊出生率の推移と関係しているのだろーと思います。合計特殊出生率をご存じのとおり、女性が一生に産む子供の数でございます。これが２を切ると、夫婦２人ということですので、人口が減ってくるということなのですけれども、平成１７年が１．

07で、これが底値になって、少しずつ増えてきている傾向にあるということがわかります。

表4、5は付属として市別の人口等をお書きしましたがけれども、結論として、東久留米市の母子保健の状況としては、今、申しあげましたように、予想に反して少し合計特殊出生率が増えてきているので、現在、少し増加傾向を示しているのではないかと。ただ、今後については、一般的に考えれば、やはり減少していくだろうと考えられますけれども、景気であるとか、子育て支援策の充実によって、これが変わってくる可能性もあると。今後ますます充実していけば、少しずつまた増えていく可能性もあるのだろうと考えてよろしいのではないかと思います。

あと、前回宿題をいただきました妊婦さんの状況については、保健所では推測するデータはないです。妊産婦死亡率というものがあって、産婦さん、妊婦さんで死亡する方がいらっしゃる。これは指標にはなるのですが、特に大きな差はありませんので、東久留米市の妊婦さんの状況が特に悪いとかいいとか、そういう状況にはないと思います。

あと、保育等に関する状況については、データはございませんので、コメントできません。

以上が、前回の宿題の報告でございます。

会 長： ありがとうございます。そういう現状あるいは将来の東久留米の人口像あるいは子供さんの数、あるいは人口減少ですね。そういったマクロのところも押さえた上でのこの諮問事項に対して、どう我々は答申すべきかということで、まずその基本的なデータというか、ということで、子育て支援部会でのご報告ですね、結論、これをどうお考えなのかということですね。

皆さんからいろいろなご意見をいただきたいわけですがけれども、先ほどお話ししたように、子育て支援部会は〇〇委員さんが部会長で、あと、私を含めて3人の委員さんも子育て部会にかかわってこられたわけですので、何か子育て支援部会にかかわられた委員さんで何か補足というか、ご意見でもいいですがけれども、あるいは子育て支援部会の雰囲気ですか。何かコメントがあれば、いただきたいと思いますけれども、いかがですか。

委 員： 今日、私は委員の中で女性1人なので。

会 長： 唯一女性ですね。

委 員： それで、私は2人、子供を育てまして、2人とも社会人になっているのですけれども、4月から4回にわたって子育て支援部会に参加させていただいて、ほんとうにいろいろな意見が聞けて、私の人生の中ではすごいためになりました。やはり、現場の方というか、実際に保育園とかを経営されている方のご意見とか、あと、実際にお子さんを預けられている方のご意見とかを初めて聞くことができて、そうなんだみたいに、すごく自分の視点とは違った視点で物を見ているということで、すごく感動というか、感心しました。

結果的に、私はA案に賛成したのですけれども、やはり、子育てというのは預ける子供にとっては安全というのがすごく大切なことだし、預ける親にとっては安心というのがやっぱりすごく大切なことだと思うのですよ。それで、やはりこれだけ財政的にも大変というときには、どちらかという、ずっと据え置きということで反対して、保育の質自体が低下することのほうがもっと問題なのではないかと思ったのです。

それで、やはり、私は自分自身、産休明け勤務いたしまして、子供を預けるところがなかったので、産休明けしばらく勤務しまして退職したのです。その後、また復帰したのですけれども、やはりできればそこを続けることによって、働いている人自体のライフスタイルというのが、年をとってからずっと、自分は年をとらないと思っていたら、もうすぐ定年に、定年が近いころになると、やはり女性のライフスタイル自体が途中でキャリアを断念するという時期があったのとないのと自体で、人生の組み立て方というのが、その1人の人生の組み立て方というのが変わってくると思うのですよ。

ですから、やはりこういうときは、あまり、何というか、どうしても現状維持で、質自体が落ちるのだったら、できる範囲で応能負担というのができる方はして、安心・安全を続けていくというほうでみんなで努力するというほうが重要なことだと思ったのです。というのは、やっぱり、子育てというのは未来永劫ずっとその人にとって続くことではなくて、5年間とか7年間とか10年間とかという限られた年数なのです。それで、その10年たってよくなったからといって、また戻ってできるというものではなくて、もうその年数しかできないので、みんなでよりよい東久留米になるように、でき

る人は協力するというのが大切だなと思いました。

それから、やはり、父母会の方々の意見とかを聞いていて、もっともだなということも多かったのですが、私は、家庭福祉員かなんかの方がおっしゃったご意見がすごく心に残っていて、その方が、家庭福祉員の方だと思うのですが、お子様の塾とかスイミングスクールとか音楽教室に一月に5,000円、1万円と平気でお金をかける方が、保育料の値上げの、例えば、ここだと1,300円とか400円とか、1,500円とか、そのぐらいのことにすごい反対をするというのは、どうも考えてしまいますと言ったことに、すごく私はいまだに、いろいろな意見を4回の会議で聞いてきたのですが残っているのですよ。やはり、この町で子供が安全に育つために、また、この町でお母さんがずっとこの町に住んで、安心してお仕事ができるように、みんなで協力するというのが大切だと思いました。

それから、それとは全く別に、こういう保育園に預けていないお母さんとかご家族というのもいらっしゃるし、お子様がいないご家族というのがありますし、不妊治療とかを受けていらっしゃるし、できないという方もいらっしゃるし、老人の独居の方もいらっしゃるし、2人暮らしの方もいらっしゃるし、やはりそういういろいろな人がこの町にいるということを考えて、保育というのを考えていかなければいけないのではないかと思います。

それで、やはり行政の方も今あることでこう考えるよりも、この保育園に預けたい方がどういうふうなニーズがあるかというのをもっと掘り起こしていくと、幼稚園の時間外保育でもしかして大丈夫なのではないですかとか、そういう何というのか、どうしても保育園とかというのではなくて、もしかすると、こちらでいいのではないですかというふうに交通整理をすることによって、待機児童の数というのも減ってくると思うのですよ。というのは、ちょっと受け売りで、横浜市のことがテレビで最近やっていて、保育コンシェルジェというのをつくったことによって、待機児童が少なくなりましたとかというのを聞いたときに、ああ、そうだって。どうしても保育園、保育園と言わないで、もしかしてもっと社会というのは可能性があると思ってくれてやっていけばいいのではないかと思います。というのは、やはり友人とかで、フルタイムの正社員の仕事をしていて、実際に子供を保育園で育て

た方なんかの話を聞くと、パートさんなんかだと、わりと早い時間にお迎えに来る方とかも多くて、もうちょっと工夫すれば何とかなのではないかと。

だから、今の制度とか、今のシステムとか、今の幼稚園とかというのをプラスもうちょっと周りを広くして、何というのでしょうか、社会の潜在能力というのですか、適当な言い方ですけれども、そういうのをもっと工夫して、みんなで考えていけば、この町も住みよい町になるのではないかと思います。

それにしても、何かこんなことを私、一生で今まで1回も考えたことがなくて、自分の子供は自分の責任で育てていくとずっと思って、何かすごい負荷をかけて自分で生きてきたので、何というのか、ほんとうに自己責任ということしか考えてこなくて、多分、それでやってこられたのはラッキーだったということで、やっぱり行政というのは社会に対するセーフティーネットという役割も果たしているので、私みたいな人間だけではないというのもすごく大切だし、人のことを考えるというのも大切なので、そういう意味で今年はずごいい年でした。来年1年あるので、何かもうちょっとお勉強して、何か最初は何にもわからなくて、意見も何も言えなかったのですけれども、人様のお話を聞くことによって社会を知るということで、ほんとうにいい思いをさせていただきました。ありがとうございました。

というわけで、私はA案に賛成いたしました。

会 長： ありがとうございました。大変勉強されて、しかも横浜市の事例も。

委 員： というか、そういう向いていくようになるというか、よそのところに。

会 長： また、女性のお立場、子育てのご経験ということも踏まえてA案に賛成ということですが、ほかの、部会員さん。ちょっとお待ちください。何かご意見、ご参加されて。

委 員： 参加させていただきました。それで、私は障害中心でやっていたので、今回は保育ということで、いろいろな立場の方たちが来ていただいて、意見を聞かせてもらって、言葉自体もほんとうになれていなかったもので、一応教えてもらいながら、参加させてもらいました。

諮問にあるように、適正な利用料というところで提案がありましたが、やっぱり話を聞いてみると、保育全体のあり方についての話がすごく多かった

かなと思っています。

今、社会情勢もなかなか不安な部分もあるので、父母の方たちからは反対意見が強く出ていたということで、そういう意味では付帯意見の中でそういう文言も出していただいたし、私のほうも、今回採決という形でとらせていただいて、1回目は保留をさせてもらって、全体的に値上げということで、2度目のときにはA案ということで、値上げだったら最小限というふうに表明させてもらいました。

この付帯意見の中の5番目にあるように、子育て部会での議論を含めて、今後の子育てシステムの中で検討予定の保育サービスの内容等、議論につなげてほしいという部分も載せていただいているので、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、やっぱりよりいい保育行政を今後また、我々もしっかり議論させていただけるとは思いますが、市全体で議論ができればいいのかなと思っています。そんな感じです。

会 長： ありがとうございました。

私も部会にかかわらせていただいたのですけれども、審議会の親の会の会長でもありますので、ここで特にどうこうということは控えないと、変な方向にミスリードしてもいけないのかなと思いますので。

それでは、ほかの部会にかかわらなかった委員さんで。今〇〇委員さんがお手を挙げられましたので、ご意見をいただきたいと思います。どうぞ。

委 員： 部会の皆さん、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。お礼を申し上げます。

私は2点、意見として申し上げます。

まず、市長さんのほうなのですけれども、臨時の委員を置く場合、臨時の委員を市長さんは置くことができる、委嘱するということなのですけれども、この委員が施設長が2人、それから保護者の代表が2人、そして家庭福祉員の方が1人。結局、皆さん、保育関係。今回の値上げをするところの皆、利用者と施設の代表だけなのです。あと、その下里中の方はよくわかりませんけれども。そうすると、何を言いたいかというと、市長が言っているところの諮問事項の中で、一番最後のほう、下から5行目、現下の大変厳しい財政状況の中ではこれ以上投入することは困難であるということを言っている

ことは、単に利用料金を適正にするということの裏から考えると、税金をこれからどれだけ投入するのかというふうな立場で議論をする必要があるのですよ。

ところが、このメンバーを見ていると、最初からそちらのほうは全然議論しない、できない。内容、料金の問題、26市の平均、いろいろなことをやっています。それから、あとは保育サービスの充実ということになるわけです。ですから、そういうふうな観点から見ると、市長部局のこの臨時の6名の委員さんの選考についての考え方、この辺のところはもう少しちゃんと整理しないと、幾ら委員さんが骨を折っても、正規の委員さんが皆さんで議論をしても、議会答弁なんかは社会福祉審議会を開いて、部会をつくって、市民の皆さんの意見を十分聞いて、それで答申が出ますよということに答弁するだろうと思うのですが、この構成を見ていると、果たして税金を納める、税金をこれからどれだけ投入するかというふうなことの観点の議論はこれではできないだろうと私は思います。

そういうことが、とりあえずは、これは委員の皆さんではなくて、市長部局のほうの、諮問をするほうの立場に十分配慮しないと、せっかくいい議論をしても、ほんとうの意味で議論をしていただきたいというところの議論は深められないと思います。

会 長： ありがとうございました。事務局側から、とりあえず今、〇〇委員さんのご意見についてどんなお考えなのか。

事務局： 大変貴重なご意見をいただいたと思っておりますので、今後とも、そういったことも含めて参考にしてまいりたいと思っております。以上でございます。

会 長： 随分簡単なお答弁だったですけども。

委 員： いや、もうそれ以上。今、市長が来ていれば、市長さんに話を聞きますけれども、市長さんがいないので、しょうがないでしょう。十分にそれは市長を補佐する幹部の人がその点は十分ないと、今、副市長がいないときですから、ぜひそういう点は補佐をしてやって頑張ってもらいたいと思います。

会 長： なお、この審議会条例の、今、〇〇委員さんがご指摘された7条1項、2項から7項までをどう読み取るかというところもあるのかなと思うのですよ

ね。臨時委員に全て、今、〇〇委員さんが言われた市の財政状況あるいは今後の見通し、そういったところまで期待して委嘱すべきなのか。その部分はこの親の会であるこの審議会のところで、マクロ的には議論するのかというところの読み取りの仕方も、ちょっと人によっては違いがあるのかなという感じがするのですね。

私は、そういう意味では学識経験者ということで加えさせていただいておりますので、子育て支援部会でもかなりその市の財政状況とか、あるいはもっとマクロに言えばですよ、国の税制のあり方、地方分権、中央集権、行財政がどうかということはかなり私は発言させていただいておりますので、それは議事録を見ていただければ、ご確認いただけるかと思っておりますので。

ご心配の点は確かにあるかと思えますけれども、一応そういった議論も子育て支援部会でもしましたので、そこはどうなのかなと思えますけれども、また、議事録等、もし開示できるようであれば。

委 員： いや、読んでいます。

会 長： ご確認いただければと思えますけれども。

委 員： 確認しています。

会 長： 確かにおっしゃるとおり、そういうマクロ、メゾ、ミクロですね。ここをやっぱり考えないといけないと思えますね。単に保育料云々だけの問題ではないと思うのですけれども。ありがとうございました。

ほかの委員さんで何かご意見、いかがでしょうか。どうぞ。

委 員： 部会長に質問です。4回にわたって部会の皆さん、ご苦労だったと思います。議事録も読ませていただきました。非常に幻滅を感じました。

会 長： 幻滅を。

委 員： はい。正直に言って、何で保留する人がいるのだろうか。少なくとも諮問を受けて、専門の子育て支援部会までつくって、それで皆さんで議論したわけでしょう。反対するのはしょうがないですよ、これはもうその人の考えだから。保留というのは、そのままほっておけるものではないと僕は思う。だから、先ほど部会長がさらっと説明されたけれども、部会長に質問は簡単です。A案、B案、C案、メリット、デメリットを説明してほしい。それだけです。

会 長： ありがとうございました。では、部会長さん、この保留の部分と、それからA案、B案、C案のメリット、デメリットを簡単にご説明というか、コメントをいただけますか。事務局からも何かありますか。では、事務局から。

事務局： では、事務局から。私のほうから。

まずはその3案について、A、B、Cの案がありましたけれども、まずA案については会長からも報告させていただきましたが、いずれにしても、まずは今般のいろいろな厳しい社会状況等も鑑みまして、まずはこの保育料引き上げについても中間の階層のD1からD9までについては据え置きをすることがまず大前提でございます。

その後その3つの案の分かれ方ですけれども、A案ということについては、まずはいわゆる現状の保育料の比率といったところに視点を置いたときに、その比率について、現在説明でも申し上げましたように、所得が高くなるに従って比率については下がっているというような状況がございました。事務局としても、やはり全体を通しますと、負担の公平性ということをやはりどうしても鑑みる必要があるということで、その比率についてはいわゆる保育料の曲線が緩やかに下降している部分を少なくともある程度の幅を持って引き上げようではないかということで、これについては利用者側の立場からいうと、最も負担率については緩やかな状況、低いというのがございます。この辺についてはどちらの視点でメリット、デメリットを論じるかということがございますけれども、利用者の立場からということで論じれば、そういう点では最も負担が少ないということになります。

それから同じ視線で申せば、B案については、どの階層についても、つまり、D10からD16なのですけれども、一律に3%以上のご負担をいただくということがやはり公平性という視点からすれば、最もふさわしいのではないかとということで、そこらについては全部の3%にするということがテーマでございました。ただし、利用者からすれば、その負担率についてはA案に比べると少なからず負荷がかかっていくというふうになるわけですね。

それからC案に対しては、さらにそのB案をより負担率については、特に3歳児以上の方々については、比率は4%以上に置くような形での整理をさせてもらったわけです。

ですから、そういった点で申せば、いわゆる負担の公平性という視点のところでA、B、Cについては、それぞれの公平性の視点のところで比率のいわゆる率の多い少ないのところがポイントになったと。利用者からすれば、いわゆる負担の額がAからCにかけて、Aが最も少なく、Cが最も多いというような状況での整理をしたということでございます。

会 長： ありがとうございました。

委 員： ちょっといいですか。

会 長： ちょっと待ってください。部会長さん、何かコメント、もし関連であれば。

委 員： 保留について、何で保留を許したのかということなのですけれども、保留について許したのは、保留はありますという基本的な考え方がありましたので、最後まで決着をつけるところまでやりませんでした。というのは、付帯意見をつけて、上に上げて、親の審議会で結論を出すというのが正解であるということでしたので、保留を許可しました。以上です。

委 員： それでいいと思われませんか。

委 員： いや、僕の立場としては、部会で全て決着をつけたほうが。

委 員： そうそう。

委 員： それは正しい方向でしたけれども。

委 員： でしょう。何でそこまでいかなかったのですか。

委 員： それは、その時点での考え方、基本的な考え方。

事務局： 会の総意ですね。

委 員： ということで、会の皆さんが保留を認めてくださいということで、結論を。結論としては値上げするという結論は得ていますので、その中身については保留させてほしいという意見でした。

委 員： そうしたら、部会長、A案は現在の保育料から何%上がるのですか。B案は何%アップですか。

委 員： それは。

委 員： C案は何%アップですか。

委 員： 資料の中に書いてあります。

会 長： それは3ページに書いてある。

委 員： 見てください。

会 長： 3 ページに。保育料のあり方の真ん中に出ている。

委 員： 保育料のあり方。A案は0.3%程度上がる案ということですか。データから見て、そんなふうになりますか。僕は自分で計算したのだけれども、違うのだよね。だから、質問しているのです。僕の計算では、理論値だけれども、A案で大体3%ですよ。B案で8%ですよ。C案で20%ですよ。だから、僕はまた後でも言いますけれども、A案がいいという考えですよ。A案でやるべきだと。それ以外はよくないという考えをしているのですが、僕は平成19年の保育料の見直しのときも参画させてもらった。そのときにも申し上げた。あくまでも、当時、小泉内閣だったですよ。所得税の減税と地方税の増税ですか、三位一体の改革。

会 長： そうですね。三位一体改革。

委 員： 所得税をベースに保育料は考えるということのようだったのですが、税金が減っているものをベースにすることもおかしいだろうと。地方税と抱き合わせにして考えるべきではないのと申し上げました。そのときに、後で僕は申し上げたいのだけれども、民営の問題も出しました。何でもいつまでもお役所に頼った、保育行政に頼るのだと。もっと民間でやればいいではないか。ここの資料にもついてはいますけれども、民間でやった場合の運営費が随分安いですよ。それをやればいいではないかと。そういう議論も僕は実はひそかに期待していたのですよ。待機児童もゼロにするために140名、何とかしようではないか。専門の部会なら部会らしく、そういうことを何で議論してくれないのだと。まず、それを疑問に感じました。何でもっとわかりやすく説明できないのだと。素人でもわかるようにしてくれませんか。書いているから読めばわかるというものではないだろうと。いや、僕も、お互いにちょっと横道にそれるのだけれども、環境審議会とか緑の計画とかやっていますよ。何のためにこういうのをやるか。市民のためですよ。

会 長： そうですね。

委 員： 市民のための市の行政計画でなければ、意味がないのですよ。だから、保育料もそうですよ。お父さん、お母さんが一生懸命働きたいのだと。働いて保育料を払っているのですよ。今、どなたかちょっとほかの習い事をしながら、1,000円、2,000円のアップでつべこべ言うなという意見もあ

ったけれども、それはまた話が違うのであって、僕は市民のためにこの保育料の値上げも考えるべきだと。

私は幸い市民代表の1人ですから、あえて申し上げるけれども、何で部会で結論を出さないで、親の委員会に預けるのだと。そんな下駄の預け方の仕方なんか、部会をつくらないほうがいいではないですかと言いたいぐらい。だから、後でいろいろなことを申し上げますけれども、とりあえず今申し上げたいのは何でそうなったのかということを部会長さんから説明が欲しかった。よくわかりません。そういうことです。

会 長： ありがとうございました。

まず、A案、B案の数値ですね、これ、事務局ではどうでしょうか。0.15%から0.3%に上がるというけれども、実質3%ではないかと。B案では、3%前半云々、同水準ですか。D9階層以下と同じ水準だから、この数字は8%ではないかというような数値の精査、どうでしょうね。

事務局： 今、現行の保育料の合計が3億3,000万弱なのです。A案ですと、960万、B案ですと1,800万、C案ですと4,800万ですので、現行の保育料の調定額から見ますと、A案で大体3%、B案だと大体6%、C案ですと16%ぐらい、現行の調定額から見ると、全体から見た数字ではトータルとしてそのぐらいの値上げにはなっているはずです。

会 長： そういうデータは今まで出していただいていますか。

事務局： それは第2回のお話をしています。資料34—2ですか。そのところで現行とA、B、Cの階層区分ごとの現行とそれからA、B、Cそれぞれの階層ごとの調定金額が載っておりまして、それで大体、現行と比べて幾らの増になっているかということは数字でお示しをして、また、私のほうで説明を申し上げているところなので。

委 員： 私が計算した根拠を申し上げますよ。いいですか。

会 長： はい。どうぞ。

委 員： 資料の34—2、これは去年の9月28日の子育て支援部会の資料になっていますね。合っていますね。ごらんください。

会 長： 34の。はい。あります。

委 員： 34—2。そして、基準表というのがまずありますね。現行どおり。その

欄の3歳以上児のところを見てください。その一番最後、3歳以上児計とありますでしょ。一番下です。992名、合計1億7,475万2,400円。こういう数字が出ていますよね。現行の保育料だから、これをベースにしています。

それからA案。A案は次のページです。やっぱり同じく992名で1億7,998万200円。これを割れば3%ですよ。それからB案。その次のページ。992名で1億8,905万2,800円。これをさっきの現行のもので割れば8%になります。それからC案。これは次のページで、992名で2億1,327万5,400円。これを割れば22%ぐらいになります。

これを、この金額が実際とは異なるから、それはそれでいいのだけれども、計算するときの一つの基準をあちこち動かすとわからなくなるから、一つの日安としてこれで計算してみた。だから、通常値上げというなら何%アップですと言わなければ。今でもそうでしょう。物価高2%とやっているではないですか。

だから、僕はA案の3%が一番いいのではないのと。これが常識的なおさめ方だろうと。それは審議会に預けるなら預けるでいいではないですか。僕はそういう意見を最後に申し上げようと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございました。今、資料34-2をお持ちの委員さんは何人見えますでしょうか。ここをちょっと確認したい。

事務局： 今、〇〇委員さんがおっしゃったことと、先ほど私がお話したのと全く同じ内容なのです。それが総合計の数字を使うか、3歳以上児だけ捉えて計算するかだけの違いで、私が先ほど申し上げたのは全くその34-2の総合計の数字を使って、現行とAとBとCを比較したのが先ほど申し上げた3%、6%、16%の根拠になろうかと思うのですけれども、そういったことで2回のときもご説明をたしかしているはずなのですが。

委 員： 僕の、間違っていますか。

事務局： いや、間違っていないです。考え方としては同じなのですが、どこ
の数字を捉えているかというところで〇〇委員さんとはちょっと。

委 員： いや、話を聞いている人がわかりやすくするのが当たり前のことだと僕は
思っているから。

事務局： ええ。

事務局： ですから、出典とそのデータの齟齬はないということで、あとはいわゆる。

会 長： そうですね。読み方の違い、指標の違いということなのですね。

ほかの委員さんは資料 3 4 - 2 をお持ちですか。ちょっとごらんいただきたいと思いますけれども。3 4 - 2 です。

結論的には違いがないと。同じことだということで、読み方、指標の捉え方によってということで、〇〇委員さん、よろしゅうございますか。

委 員： 一点だけ、ちょっと、採決する前に教えてください。

会 長： どうぞ。

委 員： それで A 案と B 案、C 案を実施した場合、多摩地区 2 6 市になったのですか、今。どの辺のところに行くのですか。A 案だったら上から何番目、一番上にいってしまうのか。B 案だったらどこ、C 案だったらどこというのを、すぐ出ると思うので、それを教えてください。

事務局： 子育て支援部会なんかの中でもご説明申し上げたのですけれども、2 6 市で一番高いのは青梅市となっております、この A、B、C、いずれの案を、C 案が一番高いのですけれども、C 案をとったとしても、青梅市を上回ることはないと。

委 員： ああ、そう。それでだから、改定後は何番目になるのですかと聞いている。

事務局： 今、5 2 % ぐらいなののですけれども、要するに国基準保育料に対する負担割合が 5 2 % ぐらいなののですけれども、それが若干上がりまして、上から、そうですね、詳しい数字はちょっとまだ出しておりません。おおよそ上位 5 番以内ぐらいに入るかと思えますけれども。

委 員： C ですか。

事務局： C ですね。

委 員： では、C 案で上から 5 番目。それから B では。

事務局： 個々のデータについては、まだ一つ一つ出していませんけれども、それぞれ最高で上がったとしても、先ほど申し上げましたように。

委 員： いや、総額ですよ。だって、総額で 3 % 上がる、5 % 上がる、1 5 % 上がるというのだから、それで上げた場合には、多摩地区のどれくらいのとこ

ろにいくのですかと聞いているのです。

事務局： A案ですと、960万ぐらいしか上がらないので、そんなにパーセンテージ的には上がらないですね。

委員： だから、26市でどのくらいの位置にいくのですかと聞いているんですよ。

事務局： 真ん中ぐらいということなので、やはり、上位のほうにはいくと思いますけれども。

委員： だから、何番目。

事務局： 現行で今は4番目ぐらいだと思いますので、多分4番とか5番ぐらいの位置にありますので。

委員： 現行で、多摩地区で上から4番目ですか。

事務局： いわゆる一番高いのが青梅市の23年度の数字なのですが、55.3というのが一番高いですね、保護者負担分。その次が稲城、狛江。国分寺と東久留米が同率ぐらいですね。あきる野、この3市が同率ですので、ですから、今4番から6番ぐらいの間に入っていますので。

委員： これを改定すると。

事務局： 改定しても、だから、青梅を超えることはないということは計算では出していますけれども。

委員： いや、960万増えたら、この狛江さんや稲城さんを追い越してしまうの。

事務局： 今、あきる野と東久留米と国分寺が同率で並んでいますので、値上げすれば、当然あきる野や国分寺よりは上に行くということにはなります。

委員： よくわからないけれども、しょうがないでしょう。いいです。

委員： その質問は的確だけれども、答えは難しいですよ。と思いますよ。だから、少なくとも、僕はこれ、今日、質問しようかどうか迷ってたのだけれども、西東京と東村山並みのレベルの保育料にすると、市の財政は一体どうなるのだということを聞きたいのだけれども、それはやめておきますよ。どうせ、答えられないもの。無理ですよ。そんなものですよ。申しわけないけれども。

委員： 会長、それでいいです。

会長： そこは、それぞれの市とか、幾つかの近隣市があるわけですが、その財政力指数とか保育のニーズとか実績とか、それぞれの市内の施設等の

関係者の考え方とかということもありますので、一概に右へ倣えで平均的なところなら、まあいいのではないかと、高いから問題だと、そう簡単に言えるものでもないと思うのですけれどもね。そこはなかなか難しい。どこに指標をとるかによって、難しいでしょうね。

そういう意味では、〇〇委員さんが言われたように、あるいは〇〇委員さんが言われたように、やっぱり我々の国民のライフスタイルも随分変わってきているわけですし、そうかといって、子供は国の宝というのは昔から変わらないわけだし、これ、少子化対策は何とかなければいけないわけだし、マクロに捉えれば、子供は安心して産めて育てて、次の世代を担うわけですから、それは社会保障全体の給付費を考えれば、少子化対策は何とかなくてはいけません。だから、そういうさまざまな視点で大所高所考えなくてはいけませんので、一市、自治体レベルでの議論というのももちろん大事なことですけれども、国がどう考えるか、東京都はどうなのかというのは、いろいろ指標もあるわけですね。そういったところで、非常に事務局としての市も大変悩ましいところもある。しかし、市民の立場としては、そこは何とか少子化対策をしなければ、東久留米もまちづくりとして持続可能性は保証されないという部分もあるので、非常に悩ましいわけですね。

いずれにしても、保育ニーズには対応していかななくてはならない。しかし、所得の再分配はきちっとやっていかななくてはならないということは事実なので、やっぱり応益負担ではなくて、応能負担であるという。それにさらには、負担のできる人が保育園あるいは学童クラブだけではなくて、民間のさまざまなサイドビジネスによるベビーシッター等の利用もあり得るのではないということもあるので、そういう大所高所の議論が市民として合意形成をとれるかどうかということも実は大事なことで、そういった意見も、やはり、〇〇委員さんが言われたように、子育て部会とか、この親の審議会でも議論していかななくてはならないと思うのですよね。

ただ、市としてはそれを延々と議論していける時間があれば、それはいいのでしょうか、ある程度の時間軸もあるので、非常に板挟みになって、事務局としてもつらい立場にあるのかなとは思っているのですよね。

そういったさまざまな視点を踏まえた上で議論して、何らかの形で市長か

らの諮問に対して答えるのがこの審議会の役割だということは今さら言うまでもないけれども、もう一度原点に返って議論していかななくてはいけない。何らかの方向性を示していくということになろうかと思うのですよね。

そういう意味では、子育て部会で一応、保留はありましたけれども、保留でもいろいろな保留の理由があるかと思うのですが、前向きな保留もあるし、全くゼロ回答の保留もあるでしょうし、部会長さんが言われたように、保留、私も保留の1人であるのですけれども、値上げはこういう状況であり、中長期的に考えれば、やっぱり応能負担でやむを得ない部分がある。しかし、もちろん市も努力するべきところは当然あるから、すぐに結論は自分としては出しにくいなど。もう少し議論したい、時間が欲しいということで、保留にせざるを得なかったということもあるわけです。でも、中長期的にはやっぱり値上げの方向も当然考えていかざるを得ないのかなというところで、何人かの方が保留をされたというか、保留せざるを得なかったと。ほんとうは保留したくなかったけれどもということもありますので、そこはぜひご理解いただければと思いますけれども。

委 員： 会長が保留したのですか。

会 長： 私は立場上もありましてということもあつたのですよね。部会長より私が出ること自体どうなのかと。副部会長という立場があつたものですから、あまり個人的な見解で親の会の影響があつてもいけないということも、ちょっと大げさですけども、政治的な判断もありました。だから、一部会委員としてかかわっているということもありましたけれども、やっぱり親の会の会長でもあるから、そこでイエス、ノーというのはどうなのかという考慮をしたのですけれども。

委 員： それは、部会長の苦しい胸のうちも聞かせてもらって、多少はわかるのだけれども、もうそんなことにこだわったってしょうがないから、何案でいくかという結論を。

会 長： だから、それはこの審議会だと思うのですよ。それはね。それは審議会だと思いますね。ありがとうございました。

委 員： いやいや。

会 長： では、〇〇委員さん、どうぞ。

委員： 報告書の３ページに保育料のあり方というところで記載している事項で、要はここに書いてある１行目、安定的で質の高い保育サービスを提供するためと。そのために、あとは書いてありますが、その下に３行目、保育者に一定の負担を求めていくことが必要であるということで、それぞれＡ案、Ｂ案、Ｃ案という案が出されたというふうに理解しております。

そこで問題は、では、その結果、先ほどのくらいの最終的な収入、収入というのですか、保育料による差額が出るのかといいますと、この第４回の議事録の２ページ目の下のほうなのですけれども、５，７００円の場合ですと、最終的には差額として３４６万８，０００円の増収になって、５，５００円の場合については２０５万２，０００円。そして３ページ目ですけれども、５，３００円の場合には６３万６，０００円という増収になるという試算が出されているわけです。

問題は安定的で質の高い保育サービスを提供するために、この増収分をどういうふうに活用するプランがあるのかという点がまず１点目。

そして次に、議事録を拝見させていただきまして、第４回目の議事録なのですけれども、１９ページもあるのですけれども、例えば、２１ページなのですけれども、２１ページの下から５番目の委員のご発言なのですけれども、ボランティアの方かどうか分かりませんが、大人の方、年配の方がちゃんと送ってくださるのです、そういった取り組みというのはあるのでしょうかというような質問。さらに２３ページにいきますと、一番下のところなのですけれども、市のマンパワーはいっぱいあるのではないですか。そういうものを引き出して、どうしても市は財政が難しい。父母の方は値上げしてほしいということの間は、ボランティアさんとか地域の潜在的な力をもっと市は利用して構築していくという組織をつくっていくとかしていかなければ、東久留米は財政が難しいというのはずっと前から聞いていることで、ずっとこの先もそうだと思うというような発言もありまして、次のページに、もっとボランティアさんとか地域力の利用をして何とか間を張りつける接着剤みたいな形で稼働していくといいのかなと思っていますという発言があるのですね。

そういうことも受けておりまして、勘案しながら、今、国の来年度の予算

を見て、まだ最終的な決着が出ていないようなのですけれども、次年度の中で主要事業の中で待機児童の解消などに向けた取り組みとして、国全体として5,310億円、待機児童解消策の推進などの保育の充実のためにそのうちの4,612億円、そして地域の子育て支援の充実、一部充填として344億円が計上されておりました、これは今後、最終的な閣議決定を経て、予算の中に含まれていくわけなのですけれども、こういうようなものを前提とした上で、ボランティアとかそういったものも含めて、うまく地域力を引き出せるような仕組みづくりというものが需要ではないかと思うわけです。

したがいまして、私の意見としましては、何%にするかは後で検討なのですけれども、増収につながったこの金額をいわゆる質の高い保育サービスのために、例えばなのですけれども、国が後追いで出してくる政策に補填できるように基金として積み立てて、何らか地域のため、地域力とうまく合体させて、その増収分を要は地域力を引き出すためのお金に使うとか、そういうようなことも案としてはあるのではないかと。

そういうことを前提に考えますと、A、B、Cと3つありますけれども、多分C案が一番上げ率が少ない案だと思う。逆ですか。

会 長： 逆です。

委 員： そうですか。それならば、一番上げ率の高い案ですか。

部 長： Cです。

委 員： Cですね。C案になると思うのですけれども、比較的柔軟に対応できるような、もし仮に基金として置くならば、そういったことも意味があるのではないかと考えます。以上です。

会 長： ありがとうございました。この点については、事務局はどうでしょうね。

事務局： そうですね。今、委員のほうからは、学童保育の検討の部分を材料にご意見がございました。それを全般的に保育サービスということで展開をされております。そういった意味で言えば、まずは当然、今回もしお認めいただければということで、当然引き上げた分については、私どもとしてもここの検討にもありましたように、例えば、学童に対しては障害児保育の関係であるとか、あるいはその他のサービスに当然拡充していくのだという前提で、こういった検討をお願いしたわけですね。また、委員のほうからもありました

ように、国の動向、今、新しい制度の議論がこれから始まろうとしております。その中では、今回の補正予算の枠組みは当然その新しい制度にもつながるものですので、私どもとしては当然その新たな制度を前提に置いて、今回こういったご議論も含めて、今後は、今日も皆さんからいろいろご意見をいただいたように、まさに東久留米の今後の保育のありようということも含めて、十分な検討をお願いする所存ではあります。その辺のところを今後予定をしているという状況でございます。

会 長： ありがとうございました。

委 員： 福祉分野とかではないので、医療職なものですから、ちょっと違う視点になるかもしれませんが、実は東久留米の予防接種等も含めまして、結構東久留米って医療費等に関してあまり援助がないのですね。保育料も多摩地区の中でも上から4番目ですか、かなり高い保育料ということを見ると、やはり東久留米市が若い世代にどういうことを考えていくかが問われるのだと思うのです。

そういう意味で、いろいろな知恵を出し合って、負担を減らしてあげることが私は望まれることであるし、東久留米に住みたいな、東久留米に来ると得だよな、子育てするととてもいいよねと思えるためには、矛盾するかもしれませんが、保育の質を上げながら、かつ待機児童を減らすような施策をとって、かつ保育料は安いほうがいいわけですね。

それをどういうふうに解決していくかという、先ほど言われました国の新しい施策を活用するというのが一つ。それから応能負担という考え方は確かにいいですが、この若い世代の子育てをしている方々が消費マインドをもっと地域に還元をするということが非常に大切なことであり、その人たちの気力をそぐような施策というのは、私はあまり得策ではないと思っています。

では、どこからお金を持ってくるかというと、もう子育てを終わった年寄りとか、年寄り、すいません。私はもうその年なのでお許しいただいて、そういう世代から、いわゆる体力のボランティアだけではなくて、経済的な支援。例えば、子育て支援債、地方債の中でですね。市が子育てのための支援をくださいというための、地方債等の発行も考えでもよいのではないのでしょうか。これには条例改正が必要ですから、大変なことなので、そう簡単には

いかないですが、そういう知恵を絞れば、若い世代をもっと支援できるのではないかと思いますし、そういうことを考えると、私はここは保育料を上げないほうがいいと思っているのです。上げないで、下げろと言いたい。下げるための知恵を皆さんでもっと出したほうがいいかなと。

先ほどいろいろ言われましたけれども、もっと知恵を出せると私は思います。今言ったこともそうなのですが、ほかの知恵を出しながらやっていく。知恵を出すためには、時間もかかりますし、いろいろな方々の意見を集めなくてはならないし、やるべきことがたくさんあると思います。今すぐ保育料を上げなければいけないのであれば、しょうがないのですが、市の予算がきついのはよく知っておりますし、全然出てこないのもよくわかっているのですが、それでも、やっぱりここはほかのところを削ってでも持ってくるというぐらいの心意気が欲しいと思います。下げろとは言いませんが、せめて上げないで知恵を出し合いながら、もう一度皆さんで検討していただきたいと思います。余裕のある世代に働きかければ、私は億ぐらい出てくると。決して出てこない金額ではないと思っておりますし、そういうものを取り入れていくことも考えていいかなと、今さらながら大変申しわけないのですが、そう思います。

ですので、できれば、そういう知恵を出し合って、経済的な部分を何とか考えるためにも、ここは上げないぐらいの気合いが欲しいなと、個人的には思っております。委員でございますので、全体も考えながら、賛成すべきところはいたしますが、ぜひそういう知恵を出してほしいと思っております。

会 長： ありがとうございます。気合いでできれば、ほんとうにいいことなのですが、どうもありがとうございました。

事務局： 先ほど2人から今ご意見いただきましたけれども、まさにお金をかけずにできること、知恵の部分ですよね。

会 長： そうですね。

事務局： 例えば、先ほどのボランティアとか、いろいろな地域の力をどう活用するかって、部会でもそういった議論が当然出たわけです。そういったところは、ほんとうに私どももこれから新しい制度のこともさつきありましたけれども、そういう中で、ほんとうにこの東久留米の、いわゆる保育、いわゆる子育て

の環境をいかに皆さんでニーズに応えるように整理をして、それで提供できるかと。そこのところがほんとうに主要なポイントだと思っておりまので、その辺はまた皆様方のご意見も含めて、ぜひそういったところに落とし込んでいきたいと、そういう気合いは持っておりますので、ぜひ進めていきたいと思っております。

委 員： 一つ、例をよろしいですか。

会 長： どうぞ。

委 員： 予防接種、今後ますます進んでいくのですが、今は自己負担の部分が非常に多くなっています。もちろん定期予防接種を増やしていこうということをやっているのですが、ゼロ歳児の方々に対する予防接種の自己負担金が新しく入ってくるワクチン、ロタウイルスとか、そういうのを入れますと、年間に4万ぐらいかかってきます。もちろん、全部やればです。やらなければ別ですが、今、推奨しているのは4万ぐらいかかるのですね。ロタウイルス、それだけで3万かかりますから、そのほかにB型肝炎ワクチンと、その上に今1割負担のものが入ってくるのですが、それだけで下手をすると5万とかという金額がかかります。

1人当たり5万、ゼロ歳児の親が年間負担するわけなので、ここで保育料が上がると、今度は予防接種をやらないなんていうことになる、これはまたとても困った問題が起こります。その上に消費税の問題とかあってある、かなり子育て世代には厳しいかなと。ですので、もうちょっとゆとりのある世代に回していただきたいと私は思うので、そのための市の全体のあり方を考えていただきたいと思っております。

会 長： ありがとうございました。どうぞ。

委 員： 今日、ちょっと資料を持ってこなかったのですが、25年の1月、今年の1月に厚生労働省から宅幼老所の運営指針か何かの報告書が出ているのですね。ですから、保育という側面だけではなくて、ほんとうに宅幼老所という形でこれは障害児を含めて、高齢者から健常児の子供も含めて、一つ屋根の下の中で生活、いわゆる富山型モデルだけではなくて、それ以外の地域の成功事例を載せているものがあるのですね。

そういったように、単に保育児だけに焦点を当てた保育料を算定するので

はなくて、ほんとうに少し横の連携のもとで、それで地域で必要な人たちのための、第3回目の資料にもあったと思うのですけれども、これからおそらく子育て会議設置をされて、ニーズ調査もいろいろされていくことのようなのですけれども、地域のニーズに合ったものを縦割り行政の枠をほんとうに飛び越えて、厚生労働省が示しているような、そういったものを参考にしつつ、やっていく必要があるのかなと思っております。

あともう1点は、もし上げたのならば、上げたその増収分がどういう形で、地域のために、市民のために還元されているのかというところは明確にしておかないと、納得は得られないかなと。それは非常に大切なところかなという。

この2点、追加で。

会 長： ありがとうございました。

裕福な高齢者はもっと負担してもいいのではないかというお話もありました。というわけではないのですけれども、老人クラブ連合会の副会長さんの〇〇委員もお見えですので、何か一言二言ご意見を。

委 員： 私は部会の皆さんが熱心に、これを読むのも大変です。非常に何日も、何日ということもないのですけれども、結構時間がかかって読んだのですけれども、非常に細かいところ、要するにほんとうに自分が携わっている、また反対の子育ての方、あるいはそれを預かっている方、その意見が全く違ったので、非常に熱心に検討していただいたなと思います。

私はやっぱり先ほどお話がありましたけれども、1,000円、2,000円の保育料には反対するけれども、自分の子供の習い事には幾らでもお金を出すという方もいらっしゃるわけですよ。ですから、そういう意味でいけば、やっぱり負担は均等にやるべきかな。ということは、これはD9以上ですか。大体全部3%という、一つの指針が、私は公平の原則からいって、やっぱりお互いにそれぞれ均等に負担するのかな、応能負担のという原則に立ち返るのがほんとうかなと思います。

今、いろいろありますけれども、私ども、諮問を受けているのは、要するに市の財政が非常に厳しいから、これを何とかしてくれという話ですね。だから、何とかしてくれという形の中で、では、部会としてはもう値上げしま

せんと。一切だめですという話ではないと思うのです。部会の話を見ても、値上げはやむを得ないという結論になっているわけなので、そこを審議会としてやっぱり否定するようなことはできないと。

だから、一応値上げという形の中で考えていったときに、やっぱり均等な応能負担ということが一番いいかと。だから、私はB案がいいかと。

会 長： B案ですね。

委 員： 結論を前に申し上げますけれども、そういうふうに思います。

会 長： ありがとうございます。

ご参考までに、今日、欠席されている〇〇委員さんのコメントが届いているのですけれども、ご意見はここにメモでされているので、ちょっと読ませていただきます。

趣旨については理解し、了解していると。委員の皆様にお任せしますと1点ですね。2点目、直接関係はないけれども、一言申し上げると、学童保育などを利用している、ご苦労されている方々に東久留米市民がわずかながら協力し合う、例えば、大学の寄附などのような公の方法があればいいと思っておりますと。これは〇〇委員さんとかなりご意見が似たような感じがあるかと思いますが、そういうご意見があります。

結論を言いますと、趣旨には理解していると。つまり、値上げについては理解していると、やむを得ないと。しかし、審議会でのご本人のご意見としては皆さんにお任せするという事で事前のご意見が出ていますので、ご披露申し上げます。

皆さんのご意見を一通りいただいたわけですが、全体のご意見を伺っておりますと、やはり子育て支援部会で検討していただいたその結論は否定はできないのではないかと。それをベースに審議会として、親の会として、どういう形の方向性で諮問に答えるかということになるかと思うのですね。時間があれば、やはりこれは国の税制の問題と今までの社会保障行政との問題があると思うのですね。やっぱり、よく言われていますけれども、高齢者に相当な部分が、この年金、医療、介護の分が配分されているのですよね。若い人たち、特に子育ての部分は極めて貧弱であると。それは給付の形態での分析なのです。

一方で、それから世代別の見るとそうだと思いますね。それと、何よりも前提として、戦後65年以上の福祉国家を目指した日本の税制なり社会保障の行政を見ていきますと、やはり、税制が僕は個人的には一番の問題ではないかと思うのですよ。国がほとんどの税金を全部持って行ってしまって、言うことを聞く自治体にお金を出すと。それから声の大きい、あるいは業界団体のほうにお金を配分しているということで、所得の再分配というのはほんとうに議論していない。

だから、そういう意味では、若い人がもっともっと声を上げて、選挙にも行くということにもなれば、もっと子育て支援にもお金がいくだろうとは思うのですよね。だから、そういう意味で、いろいろな問題があるけれども、ここの部分はやっぱり中長期的に、短期的な差はどうかと言いましても、国の問題、東京都の問題、それから市の問題ということがありますので、この部分はどうしても中長期的な課題として、付帯意見も出ていますので、そういったところにならざるを得ない。だから、この審議会としては、中長期的なビジョン、東久留米のあり方も考えなくてはいけないし、国のこれからの行く末も見ていかなくてはいけない。アベノミクスがどうなるかということも見ていかなくてははいけませんけれども、当面は、この保育料、学童保育の問題について短期的に結論を出して諮問すると。しかし、中長期的にはこういう付帯意見でも問題もあるということ。短期的にももちろん時間をかけて、ここの部分を考えなくてはいけないということだと思うのですね。

〇〇委員さんが言われているように、ボランティアなどによる地域力というところも付帯意見も出てくるかと思いますが、東久留米では行ってはいないかもしれませんが、ふるさと納税とか、そういう新たな基金づくりですね。そういう知恵を絞るという部分も付帯意見としてやっぱりつけるというところで、全体としての答申の内容というのは固まるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

それで、この子育て支援部会の報告書に出しております3ページ、4ページですね。ここの部分を、では、この審議会として、今までの議論を踏まえてどうなるかということで、意見をまとめていく。それしか方法はないとは思うのですよね。そこで、ご提案というか、最後のご意見をいただきたいので

すけれども、3ページの保育料のあり方で、まず1の認可保育料、保育所のあり方ですね。ここの部分でA案、B案、C案とありますけれども、どうでしょうか。A案が一番、いろいろご意見はあったのですけれども、A案が妥当なのかと思うのですけれども、どうでしょう。多数決云々はどうかと思うのですけれども。

委 員： もう一度確認なのですから。

会 長： どうぞ。

委 員： ご説明はあったかもしれないのですけれども、保育料を上げるために、高い保育サービスを提供するために保護者に一定の負担を求めていくことが必要だというのはあるのかどうなのか、そこに保育料がきちっと上がったことがちゃんと還元されていくのかどうなのか、そこはちょっとまだ、私、この報告書を見ても、ちょっとその辺が見えなかったのですけれども。

会 長： 言ってみれば、A案、B案、C案に対する費用対効果というか、それはどうかということなのですね。

委 員： ええ。どういう具体的に。

会 長： そこは、では確認だけ。

委 員： どういう形で高い保育料を担保していくのか。

事務局： 特に先ほどご意見がありましたように、例えば、基金みたいなものを用意して、その部分が見えるような形でというような取り組みではないのですね。私どもは今現状で、保育サービスを展開しておりますけれども、そこにそういったものを再投入して、しっかりとニーズに応えていくのだという考え方を持って臨んでおります。

委 員： もう少し具体的に。

事務局： ですから、具体的にと言いますと、ですから、何をもって具体的、例えば、こういった部分がどうなるかという、さっきおっしゃったように、基金とか、そういったものに積み立てて、それを何かに投資するというようなことであれば、非常にわかりやすい話なのですけれども、ですから、今、特にまだ未実施のサービスというのもございます。一時保育。

事務局： 一時保育ですとか、延長保育ですとか、そういった病後・病児保育ですと

か、そういった部分がまだ実施できていないので、今、待機児の解消というのが一番の喫緊の課題なのですけれども、毎年、市は認証保育所を誘致したり、あとは認可保育所に対して増築をしてもらったりとかいうことで、待機児解消に取り組んでいるのですけれども、保育にかかわる費用が今、市で大体30億ぐらいかかっているのですよね。そのうちの保護者負担が大体3億ということで、残りの27億は税金を投入しているというところで、少しでもその部分を、税金を投入している部分を少なくすることと、それとあと、そういった待機児解消に充てる費用を増やしていこうということで、今回の値上げをお願いすると。その際に、民営化にあわせて今実施できていない延長保育ですとか一時保育を増やしてもらうとか、あるいは病後・病児保育にも取り組んでいただくとか、そういったところでサービス拡充もお願いをするというところなのですね。

事務局： そのベースになるのが、次世代育成支援行動計画という、そういった基本的な政策のものがあまして、そのこのところにうたい上げている内容として、まだ未実施の部分についてはそういったところに再投入をして実施していきたいと、そのような考え方を持っております。

委員： その再投入に当たり、この値上げ分がどういう割合になるのか。例えば、C案だとすると、その未実施の事業を実施するために、このC案の値上げ分がその未実施の事業のための何%に充当されますという、具体的にそこまで来ないと。

事務局： そうですね。最終的に、例えば、今そういったいわゆる具体的なそういう数字的なものというのは用意しておりませんが、今後、例えば、そういった部分について、総体の予算という枠組みの中に潜り込んでしまいますので、そういったところでは担当部としては、では、今回のそういった部分についてはどういうふうに展開をされているかというところは押さえておきたいと思いますが、今の段階ではちょっとそのこのところは。

委員： そのこの部分を透明化しないと、例が変ですけれども、お母さん、お小遣いをちょうだいよ、何に使うの？ うーんと言って黙ってしまう子供と同じような論法のように聞こえて、まことに申しわけないですけれども、そのこの部分をきちっと、この値上げ分は実を言うと、こういうところに活用されるの

だということを明確にしないと、出すほうはやっぱ出しにくい。

事務局：　そうですね。考え方としては示せるのですけれども、それを具体的に数字としてそれはどのようにいわゆる事業のほうに振り向けられたかという細分化はなかなかしていないものですから。

委員：　その方向性だけでもきちっとやっぱ示さないと。

事務局：　そうですね。今後は、だから、そういったことも新たな制度の中でも、新しい仕組みといったところにも当然給付とそれからそういった関係が出てまいりますので、そこは現行の制度もさることながら、新たな制度の中では当然そういったいろいろな組み立てというのは求められていると思いますので、そういったところに整理をしていきたいと思っております。

委員：　出だしがあまり格好良過ぎますよ。質の高い保育サービスを提供するためって、こんなもの、うそではないですか。僕はもう真っ赤なうそを書いていると思うよ。そんなことはできっこないではないですか。税金は減るは、何をサービスできるの。むしろ、近隣市との保育料のバランスを考えてとか、正直に言えばいいのですよ。あんまり格好つけ過ぎだと僕は思う。もうちょっとありのままにいきましょうよ。そのほうが楽でしょう。

委員：　市長の諮問書の16ページの、この今日の報告書の一番上から3行が一番、市のほんとうの考え方をあらわしているのではないかなと思うのですよね。市としてはさまざまな保育サービスや学童保育事業を維持するために、一般財源を投入するなど、できる範囲で取り組みをしてきたが、「きたが」ですよ。現下の大変厳しい財政状況では、これ以上の投入は困難であると、こう書いているのだよね。だから、保育料を適正に見直してくれないかと、こういうことではないのかしら。保育サービスをするために、新しいサービスをするために、保育料を改定してくれというふうなことではないのでしょうか。

事務局：　私の立場から言えば、私は行政ですので、それはしっかりと行政の考え方というものを皆さんにお示しして、こういった考え方を持っておりますので、これがそのものです。

委員：　だから、事務局の考え方はいいのだけれども、市長としては、あるいは市としてはこの3行が今回の諮問の本旨ではないのですかと聞いているのです。

事務局：　　もちろん現下の厳しい財政状況というのは、皆さんからもありましたように、周知の事実でございます。そういう厳しい財政状況の中で、いわゆる東久留米、先ほど、別の〇〇さんからもありましたように、いわゆる東久留米にお住まいのさまざまな方々、いろいろな方がお住まいですから、いろいろな施策がございまして、そういったところに限られた財源をいわゆる配分をしなければいけない。そういう中で、いわゆる保育行政についても多々投入はしてきているという趣旨でございますね。

そういったところで、今、東久留米の全体の施策を展開するに当たって、ほんとうに厳しい中でいかにそれぞれの施策についてサービスを展開できるか、こういったことを我々、市としては行政としては、常に心がけているつもりでございます。そういう物事の考え方の中で、こういう今回報告書という形で取りまとめを、これは私がやったわけではなくて、これは部会のほうとして整理をさせていただいて、こういった形でまとめたものですので、その辺のところはそのようなご理解をいただければ、私としては大変幸いだと思っております。

会　長：　　出発点としてはおっしゃるとおりだと思いますね。財政危機で厳しいから、上げざるを得ないということだけれども、ただ、簡単に上げるというわけにはいかないと。その幅も大事だと。〇〇委員さんが言われたように、では、いわゆる費用対効果はどうかということで、市のほうでは、そのかわり、障害児の受け入れ体制の拡大とか、延長保育の実施ということも充実させていくというようなところは入っているかと思うのですよね。

委　員：　　そうなりますと、私もいろいろ考えたのですが、A案の960万では、少なくとも何にもできませんね。B案だって1,800万円です。C案で4,800万円という説明今ありましたね。

会　長：　　しかし、子育て部会ではそういう意見もありましたけれども、やっぱり値上げ幅はなるべく抑えて、保育児の保護者のご負担はなるべく抑えて、市も頑張ってもらいたいという結論ですね、〇〇委員さん。

委　員：　　何もしないのに値上げだけしてきた。今回もまた何もしないで値上げするかという議論もありました。もちろん、だから値上げは絶対反対ですと。ただ、その他の人たちは値上げ、値上げというけれども、今言われたように、

こんな値上げでは費用対効果の問題視するほどのものでもないではないかと。ただ、値上げについては了承してほしいという了解をだから得ました。非常にこの子育ての。

委員：　　せっかく部会で値上げを了承されているのだから、3,000万だか足りないとかそんなことを言わないで、A案でいけばいいのですよ。A案が一番実務的ではないですか。だって、今、若い人なんかは生活が苦しいですよ。年寄りには金を持っているか知らないけれども、僕はもっと若い人のことも考えてあげるべきだと思う。子育て最中の人なんかどう思います？　2人働きたいけれども。

委員：　　苦しい人は据え置きなのですよ。上げるのは応能負担になっていないところを上げるので、それもA案としては一番最低の上げ方。

委員：　　だから、最低の上げ方でいいではないですかというわけ。

会長：　　ありがとうございました。

それでは、1の認可保育所、保育料のあり方についてはA案、B案、C案とありましたけれども、子育て支援部会あるいはこの審議会のご意見も伺いますと、ほんとうは値上げは認めたくないけれども、現状ではやむを得ないと、A案がということによろしくうございますか。

（「賛成」の声あり）

会長：　　この意見についての付帯意見は当然出ましたので、これは、ただしという文言は入れて、中長期的にはより保育のサービスの質の向上と、場合によっては〇〇委員が言われている保育料の引き下げということも当然課題として付帯意見をつけるということにさせていただきます。

委員：　　応能負担といっても、上を上げなくても、下を下げれば、もっと。

会長：　　もうなりますよね。その考え方ですから。

委員：　　はい。ですから、応能負担の考え方を考えるというのであれば、やっぱり将来下げるということも十分選択肢の一つとして考えていただきたい。そのための施策を展開していただきたい。

会長：　　では、その部分は付帯意見というか、ただし書きで諮問するということで了解していただいたということで。

委員：　　ちょっとよろしいですか。

今のお話で私自身は全く異議はないのですけれども、子育てというふうな分野から見ると、今少子化が進んでいて、実はこの部分って一番手をつけたくないところだと思うのですよ。ですけれども、あえてつけざるを得ないというときに、私はこれ、市として全体で見ると、のろしだと思っているのですよ。つけたくないところに手をつけないといけないという状況にあるというのろしだと思っていて、それをするのであれば、単に子育てだけではなくて、これを切り口にほかのところも全部見直さなければいけない。一番やりたくないところをやるわけですから。ですから、そういう文言を付帯意見で書かなくていいのかな。単に子育てだけに限ってどうこうという話で終わらせてしまっていいのかなという気がちょっとしているのですけれども、いかがでしょうか。

委員： 僕はこう思いますよ。今のお話はわかるけれども、東久留米は子育てに1人当たり7万円使っているのですよ。そんな市ってなかなかないですよ。そこまでやっているのだから、せめて保育料も少しぐらいは値上げを認めてやってくださいというのが市長の本音だと僕は思うし、そうすべきだと思う。だから、今の問題は、〇〇委員もおっしゃったけれども、安い保育料を下げるというのかな、そのためには保育園の年間の維持費、運営費ですよ、これを下げなければいけないわけですよ。この事業について、僕はもっともっと真剣に主幹部署が取り組むべきだと思う。例えば、今までのデータを見ると、私立の幼稚園は安いのですよ。それから、国と都の補助も多いのですよ。何でそういうふうに踏み出さないのか。公立の保育園は保育料の徴収が全体の10%しかしていないのですよ。ほんとうはもっととればいいのですよ。それがとれないでしょう。これもA案で我慢しようという。だから、もっと改革すべきことは何かというと、保育園運営費のコストダウンを図ることですよ。これに尽きるのですよ。だから、皆さん、下げる下げるとおっしゃるけれども、それは言うのは簡単ですよ。どうすればいいのですかというところまで書かなければだめですと僕は思う。

会長： ありがとうございます。

その辺は事務局と私、副会長のほうで預からせていただいて、皆さんのご意見を反映させて、中長期的には市民の税金を使って有効にという公平分配

ということで書き込みたいと思いますけれども。

委 員： よろしくをお願いします。

会 長： よろしゅうございますか。ありがとうございます。

（「結構です」の声あり）

会 長： それでは、3 ページの 2 の認可外保育施設の保護者助成ですね。月 1 万円を上限に、予算の範囲内で所得制限を視野に入れながら行うべきであると。これについてはいかがでしょうか。これは大方賛同いただけるのではないかなと思うのですけれども、その場合の費用対効果も〇〇委員さんからお話があるかと思いたすけれども。

委 員： これ、市に予算はあるのですか。

会 長： 事務局、いかがですか。お金があるかということですから。保護者助成。1 万円を上限に。

事務局： お金ということについては現在、25 年度予算編成ということで取り組んでおりますので、当然その中で、市として全体の予算編成の中で対応してまいる内容でございますので。

委 員： では、大丈夫？

事務局： 良い、悪い、オーケーその他について、今、ここでどうだということは申し上げられませんけれども。

委 員： 民主党みたいなことをやったらだめですよ。約束だけしてもお金がないというのはやめてくださいよ。そんなみっともないことはもうだめですよ。いや、実は予算がないのですと言えればいいのですよ。あるような顔をして、実はなかったなんて、そんなことはよくないですよ。

会 長： 頑張ろうとしているわけですから、素直に評価したいと思いますけれども。

委 員： 頑張ってもらいましょう。

会 長： 所得制限はどのぐらいをお考えなのでしょう。

事務局： これは整理をしておりますので、これはしっかりと整理をした上で、公表してまいりたいと思っております。

会 長： 所得制限はただしありますよということですから、やりくりを期待することなのではないでしょうか。

では、この点はよろしゅうございますか。

委 員： わかりました。

会 長： ありがとうございました。

では、4 ページの賦課徴収金額についてですけれども、これはよろしいでしょうか。市の保育料月額基準表からも削除することにしたということで、部会からのご報告なのですから、副会長さん、よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： 何かご意見あれば、よろしいですか。

これでいかがですか。よろしゅうございますか。〇〇委員さん、何かご意見ありますか。

委 員： いいです。

会 長： よろしゅうございますか。

では、この3はお認めいただいたということで、最後の4ですね。学童保育所の保育料のあり方についてということですから、これはいかがでしょうか。あわせて障害児の受け入れ体制を4年生まで拡大するという費用対効果はあるかと思えますけれども。

委 員： これ、あれでしょう。4年生まで学童の対象にするというのは東久留米だけでしょう。

会 長： 東久留米ですね。

委 員： 画期的なことでしょう。

会 長： できるかということですね。

委 員： 僕が心配するのはできるかどうかでしょう。アドバルーンはなんぼでも上げられますよ。上げててもできるのかどうかという。

事務局： これはある程度リサーチはしておりまして、実施のほうは大丈夫というところでございます。

委 員： では、ついでに待機児童ゼロにしましょうと言ってくださいよ。

事務局： これは今、鋭意取り組んでいるところでございますので。

委 員： もう今年、25年度には待機児童ゼロにしますと。東京でもやっていない、多摩地区でもやっていない。

会 長： どこでもやっていないですね。

委 員： 東久留米だけだという、そういう一ついいところを見せてくださいよ。

事務局： 気概は持っているのですが、ただ、なかなか実現には至っておりませんけれども、そのように努力を。

委 員： 気概だけでは進まないで、銭がなければだめなのだよ。

会 長： 銭と知恵ですよ。

委 員： そうですよ。

会 長： ちなみに待機児童は何人ぐらいいるのですか。前の部会で出たかと思えますけれども。

事務局： 今、25年度の新たな申し込みということの精査をしておりますので、それらを精査した結果として、また待機児童の数というのは公表されると思っております。まだ今では。

事務局： 1月1日現在で新定義で233という数字になっています。

事務局： これは4月になりますと、また新たにいわゆる再入所ということになりますので、その時点ではまた公表させていただきますけれども、233ということはないです。半分以下に減ると思っております。

会 長： では、保育料は5,500円と。ただし、障害児の受け入れ体制は4年生まで拡大するというところでよろしいですか。何か付帯意見、ただし書きとかあれば。

委 員： いいですね。結構ですね。これはもう最高ですよ。

会 長： よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

会 長： ここは、市は頑張ってもらおうということで。

それから、延長保育について、利用料などについて設定することが望ましいという意見等ありまして、市及び利用者との協議を進めていくべきだとの結論に至ったということなのですからけれども、この点についてはいかがですか。

事務局： これについては、私ども、市と、それから利用者の方々と、それから実際に面倒を見ていただいている職員の方々とよく協議をするという内容ですので、これは私どもが責任を持って進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

会 長： よろしゅうございますか。

委 員： 一つだけ。

会 長： どうぞ。

委 員： 5,500円ですと10%ということになりますね。1割上がるわけですが、これに対する保護者の方といたしますか、利用者の方々がどの程度強く反対をされているとか、賛成はしていないと思いますので。

事務局： 部会の冒頭に利用者の方々皆さんからほぼ反対であるという意見表明というものは書類でいただいております。それらをいただいた後に、議論を経た結果ということになります。ですから、利用者の方々は、皆さん反対をされておられたという実態がございます。

委 員： 利用者の方々は100%、強く反対されたと。

委 員： その点では、利用者の方々からはもうちょっと学童保育の使い勝手をよくしてほしいという意見も同時にあったのですね。そういうことが前提であれば、ある程度の負担もやむを得ないのではないかという発言もあったので、そういうのは今後の市の行政とよく話し合っていただけたらいいかなというふうな話し合いもさせていただきました。

委 員： その使い勝手をよくするというのがこの延長保育のことなのですか。

委 員： そうですね。延長保育とか土曜日とかというふうな学童保育もしてほしいというような議論もやりとりをさせていただきました。

委 員： それについて、延長保育については今お話があったのですけれども、土曜日保育等々についてもいろいろあるのですか。

事務局： そうですね。今後、あるいは未実施の部分になりますので、これらはこれから協議を進めていくことになります。

委 員： そういうことはできるだけ達成していただきたいというのを我々が言えば意見をつけるということになるわけですか。

会 長： そうですね。

 よろしゅうございますか。何かご意見、特にただし書き、付帯意見等、注文ですね。それもお意見があれば、ぜひつけ加えて諮問したいと思いますけれども。

委 員： ぜひ具体的な改善点につきまして、もう一度保護者の皆さん方からの意見を聞いていただき、そこで達成できるところについては努力をしていただきたいと思います。

会 長： 限られた時間でしたけれども、子育て支援部会で4回にわたって保護者の方のご意見も、施設の関係者のご意見もいただきながら、一定の方向を出した上で、今日審議会では約2時間、時間をかけてご意見をいただいて、基本的には子育て支援部会の結論を踏まえながらも、注文も幾つかあったかと思えますので、そういったところを会長、副会長、事務局でまとめさせていただいて、また諮問する前に、各委員さんにこういう形で諮問したいけれどもよろしいかというような事務手続は踏みたいと思いますけれども、そのあたりの時間的なところは事務局、おありでしょうね。諮問書の内容について各委員にもう一回見ていただいて。

事務局： こういった内容について、大変お時間がない中で恐縮なのですが、取り急ぎまとめまして。

会 長： もう一度確認してもらおうということで。

事務局： はい。皆さんにまた確認をさせていただくということでご理解をいただければと思います。

会 長： よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

会 長： ありがとうございます。

それでは、とりあえずこの審議会としての東久留米の保育所、学童保育における利用者の負担の適正なあり方についての諮問という形ではまとめさせていただくということでご了解いただきたいと思います。

夜分、長い間の時間をありがとうございました。

委 員： あと、その他が。

会 長： その他では何かありますか。すいません。お願いします。

事務局： 委員の皆さん、長時間にわたりありがとうございました。

その他といたしまして、次年度以降の予定につきまして事務局からちょっとお話をさせていただきます。

平成27年3月で計画期間が終了いたします東久留米市地域福祉計画の策定に平成25年度より入ります。今後、策定方法の作成、市民アンケート等を踏まえまして、委員の皆様には今後東久留米市の目指すべき福祉の基本的な方向性ととともに地域に根差した福祉サービスを展開するための福祉政策の

体系についてご検討願いたいと考えております。

なお、次回の開催につきましては、秋以降を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長： ありがとうございました。

この地域福祉計画の改定ということで、今ご案内がありましたけれども、何かご意見がおありでしょうか。今年の秋にその新規計画をスタートさせるということですが、今日の子育ての関係の話もぜひこの地域福祉計画のところに中長期的な問題として課題が幾つか挙がりましたので、そこへ落とし込んでいくということが極めて重要かと思いますので、秋の地域福祉計画の改定のときの審議会のときにまた皆さんのいろいろなご意見、知見をぜひご披露いただいて、東久留米は子育てだけではなくて、高齢者も障害者も、誰もが住みやすい東久留米のまちにしたいと思いますので、引き続きご協力いただければと思います。

それでは、今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —